

令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針（概要）

- 被災された方々が1日でも早く安心して生活を取り戻せるよう、地域の想いに寄り添いながら、県組織一丸となって引き続き市町村や関係機関と連携し全力で取り組んでまいります。
- 復旧・復興に着実に取り組むため、この方針は、進捗状況に応じて内容を順次改訂します。

1 被災された皆様への支援

住まいの確保や生活資金など生活面での支援、事業継続に向けた各種相談や資金支援など産業面での支援に関係機関と連携して取り組みます。

(1) 横断的な支援

- ・「暮らし・^{なりわい}生業再建本部」を設置し、復旧・復興に向けた取組を強力に推進
（「暮らしの支援」「住宅支援」「産業復興」「農業復興」「『がんばろう信州！』推進」の5チームを設置し、部局横断のプロジェクトを推進）
- ・災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援
（住家被害認定調査、罹災証明の発行、避難所の運営、要援護者の把握、総合相談窓口の設置、専門家の派遣、生活再建支援メニューの情報提供 等）
- ・災害ボランティアの募集・活動支援
- ・外国人の方の相談対応
- ・情報発信を充実
- ・災害見舞金等の支給、災害義援金等の募集・配分

(2) 生活支援

- ・当面の住まいの確保、住宅の再建（補修・建替・購入）への支援
（県営住宅等の提供、民間賃貸住宅の借上げ、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、国・信州被災者生活再建支援制度による支援金の支給、県営住宅入居者への支援 等）
- ・経済的負担の軽減
（市町村等による災害援護資金・生活福祉資金の貸付け、県税・手数料等の減免家電の買い替えが困難な世帯への支給 等）
- ・災害廃棄物の処理、堆積土砂・泥等の撤去を支援
（住民、ボランティア、自衛隊、行政が連携した「オペレーション ワン・ナガノ」による廃棄物撤去、農業ボランティアによる農地の泥等の撤去）
- ・県民生活の安全・安心の確保
（安全・安心パトロールの実施、災害に便乗した悪質商法や特殊詐欺等の被害防止）
- ・身体と心のケア
（健康相談・健康管理、「長野県生活支援ささえあいセンター（仮称）」の設置、児童等の心のケア、感染症の予防 等）
- ・就労支援
（ハローワークと連携した支援、雇用調整助成金 等）

(3) 産業への支援

(商工業・サービス業)

- ・ 中小企業等グループ補助金等による施設・設備の復旧や販路開拓への支援
- ・ 商店街での共同施設改修やにぎわい創出への補助
- ・ 経営・技術相談や中小企業融資制度資金等による金融支援

(農業)

- ・ 営農の再開・継続に向けた支援
(相談窓口の設置、農業用機械・共同施設復旧への助成、果樹・稲作への特別支援 等)
- ・ 農地・農業用施設の早期復旧を支援

(林業)

- ・ 林業経営の継続に向けた支援
(木材生産・加工施設等の復旧のための助成、林業・木材産業改善資金の貸付け 等)
- ・ 林道の早期復旧を支援

(4) 「がんばろう信州！」の推進

- ・ 「長野県ふっこう割」(旅行・宿泊料金の割引) 等による観光需要の喚起
- ・ 県内外への情報発信

2 地域の復旧・再生に向けた取組

上下水道などのライフラインや、道路・河川、鉄道、農業用施設などのインフラなど、生活の再建や事業の継続・再開のために不可欠な施設の早期復旧に向け、関係機関と連携して取り組みます。 ※被害状況を早期に把握し、速やかに実施

(1) ライフラインの復旧

- ・ 水道、生活排水処理施設 (クリーンピア千曲を含む。)

(2) インフラの復旧

- ・ 道路、河川、土砂災害対策、市町村の公共土木施設
- ・ 鉄道 (不通区間の代替輸送手段の確保を含む。)
- ・ 農道・農業用水路、林道、治山、交通安全施設 (信号機、交通規制標識等)

(3) 公共施設等の復旧

- ・ 県有施設 (総合リハビリテーションセンター、サンアップル、県営住宅 (相之島団地)、学校、警察施設)
- ・ 医療施設、福祉 (高齢者、障がい者、児童) 施設、教育・社会教育施設

3 市町村への支援

被災市町村では、災害発生直後から平時とは異なる膨大な取組を行わなければなりません。災害時の円滑な業務遂行のため、国や県内外の自治体、関係機関からの応援の受入れや災証明書の発行業務など、多岐にわたる業務を総合的に支援します。

- ・ 被災者生活再建支援チームの設置による総合的かつ円滑な支援
- ・ 体制強化のための人的支援、特段の財政措置について国に要請 等

4 国の特例措置の活用等

「非常災害」「激甚災害」指定による国の代行事業や補助率の嵩上げなどの特例措置を積極的に活用します。

県及び市町村の財政負担の軽減をはじめ必要な措置について国に強く要請した結果、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」（11/7発表）に多くの取組が盛り込まれました。

引き続き、必要な措置について国に要請します。

5 今後の復興に向けた考え方

被災された方々が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、また、明日への希望を持って安心して地域に暮らし続けられるよう、国・市町村をはじめとする関係機関と連携・協力して、最善・最速での復旧・復興に全力で努めます。

- 復興にあたっては、市町村をはじめ関係者のご意見を踏まえ、防災施設の機能向上を図るなど、「より良い復興(Build Back Better)」※の観点を持って取り組みます。
- 再度の災害発生を防ぐとともに、河川整備の促進と抜本的な治水対策を進めるため、千曲川、犀川及び天竜川について国による一元管理を要請します。
- 農林業や商工業、観光業など産業の振興を図り、地域経済の活力を取り戻すための支援を積極的に行います。
- 確かな暮らしの基盤となる地域コミュニティの維持・再生と地域防災力の向上に取り組む市町村を支援します。

※「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」とは、災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である。
(平成27年版「防災白書」より)